

令和7年度 指導監査の重点事項

令和7年度の指導監査における重点事項は、次のとおりとする。

(1) 法令遵守と説明責任

社会福祉法人は、社会福祉事業等を行うことを目的とし、また社会福祉施設は、社会生活を営むうえで支援等を必要とする者にサービスを提供することを目的とし、設立されている。

法人・施設においては、社会福祉法等関係法令を踏まえた運営が行われる等の法令遵守が実行され、また事業運営状況を公表する等の説明責任が果たされるよう指導する。

法人関係

(2) 法人の適正な運営の確保

- ① 評議員会及び理事会は、法人運営の適否を左右する重要な機関であることから、適正に運営されるよう指導する。

特に、理事会において決議が必要な事項について、適正に行われているか確認する。

- ② 評議員、理事及び監事により、評議員及び理事の適格性を確認する等の内部牽制が機能し、透明・公正な意思決定が行われるよう指導する。

特に、評議員、理事及び監事の任期満了又は辞任等に伴う改選時には、社会福祉法等関係法令に基づく適格かつ必要な識見を有する者が適正に選任されているか確認する。

- ③ 監事は、法人の財産や理事の業務執行の状況を監査する重要な機関であることから、監事の適格性や独立性を確認することにより、その役割が十分果たされるよう指導する。

管理関係

(3) 人材の確保及び定着と職員の資質の向上等

- ① 良質なサービスを提供するため、職員の確保及び定着化について、労働環境の整備等に積極的に取り組むよう指導する。

特に、職員の年休取得や繰越が、関係法令等に基づき行われているか確認する。

- ② 職員の資質向上対策として計画的な内部研修の実施及び各種研修会への参加機会の確保等、積極的な取組みが図られるよう指導する。

特に、研修や訓練を実施したことがわかる書類を保存しているか確認する。

(4) 災害への備え

- ① 施設において火災が発生した場合、甚大な被害につながるおそれがあることから、業者による消防設備点検結果報告書等により改善箇所がある場合は速やかに改善するよう指導する。

- ② 避難訓練等については、法令等で定められた回数が実施されるよう指導する。

- ③ 非常災害時に備えて、非常災害に関する具体的な計画の作成や、食料、飲料水等が必要量保存されるよう指導する。

- ④ 感染症又は非常災害の発生時に、サービスの提供を継続的に実施するため、また中断しても早期の業務再開を図るための業務継続計画（ＢＰＣ）について、

その策定及び定期的な見直し、職員研修や訓練等の取組み状況等を確認する。

特に、「感染症」と「非常災害」の２項目について策定しているか確認する。

経 理 関 係

(5) 適正な会計処理の確保

経理規程に基づく適正な会計処理を行うよう指導する。

法人・施設の公益性に鑑み、内部牽制組織の確立、適正な契約手続きの指導を行うとともに、事業の目的外支出の有無、利用者負担金等の簿外処理の有無について確認する。

特に、寄付金品受入事務や契約事務について、経理規程に基づく事務処理が行われているか確認する。

処 遇 関 係

(6) 利用者の尊厳の保持を基本とした施設運営の確保

① 施設の運営に当たっては、虐待や、身体拘束等において利用者の尊厳が損なわれるようなことがないよう指導する。

特に、障害者支援施設や老人福祉施設においては、虐待防止のための取組み（指針の作成、防止委員会の定期的な開催、訓練・研修の実施等）が行われているか確認する。

② 児童福祉施設の入所児童等に対する施設職員等の虐待の防止については、施設において、児童の意見や訴えをくみ取る仕組みづくりなど、より具体的な対策が取られるよう指導する。

(7) 利用者の財産及び遺留金品の適正管理

金銭等の保管は、家族等からの依頼に基づき行われているか、保管に当たり預り金等管理規程の内容が十分に説明されているか、さらに、預り金の管理状況が定期的に本人・家族等に報告されているかを確認する。

また、預金通帳及び印鑑等の保管が適正に行われているか、管理上、内部牽制が機能しているかを確認する。なお、遺留金品の適正管理についても確認する。

(8) 施設内感染症対策の充実

集団生活を営む社会福祉施設では、感染症（ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、結核、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、レジオネラ症、腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）が発生した場合の影響は極めて大きいため、感染症対策マニュアルを作成し、定期的な職員研修によりその防止対策を十分とるよう指導する。

特に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための取組み（指針の作成、対策委員会の定期的な開催、訓練・研修の実施等）が行われているか確認する。

(9) 福祉サービスの利用に関する苦情への適切な対応

福祉サービスに関する苦情については、利用者本位のサービスの提供のため、苦情解決の仕組み及び複数名の第三者委員の氏名・連絡先等が周知され、また、利用者等からの苦情（意見・要望を含む）に対して迅速・的確に対応し、苦情の内容及び解決結果が定期的に公表されるなど、苦情解決体制の適正な実施が図られるよう指導する。

(10) 利用者の安全確保

- ① 施設内の日常の事故防止について、予防対策の確立、事故対応手順の徹底が図られているか確認する。
- ② 児童の安全の確保を図るため、児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定が義務づけられたので、計画の策定や周知及び計画に基づく研修や訓練の実施状況について確認する。
特に、安全計画やバス乗降時のマニュアル等が策定されているか確認する。